

## 今月のトピックス

令和2年3月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ  
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ  
TEL 03-5356-6377  
TEL 048-781-2651  
URL <http://www.slmo.co.jp/>

### 【令和2年度の健康保険・介護保険料率改定のお知らせ】

全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入している方の都道府県別の令和2年度健康保険料率・介護保険料率が決定致しました。  
また、全国一律適用となる介護保険料率については1.73%から1.79%へ引き上げとなります。

	介護保険第2号被保険者に該当しない場合	介護保険第2号被保険者に該当する場合
東京都	9.87%(9.90%)	11.66%(11.63%)
埼玉県	9.81%(9.79%)	11.60%(11.52%)
神奈川県	9.93%(9.91%)	11.72%(11.64%)
群馬県	9.77%(9.84%)	11.56%(11.57%)
栃木県	9.88%(9.92%)	11.67%(11.65%)
茨城県	9.77%(9.84%)	11.56%(11.57%)
千葉県	9.75%(9.81%)	11.54%(11.54%)

(カッコ内は平成31年度保険料率)

※変更後の健康保険料率・介護保険料率の適用は令和2年3月分(4月納付分)からとなります。  
※健康保険組合に加入されている方の料率は各組合により異なります。各組合までご確認下さい。

### 【令和2年4月から特例給付金制度が新設されます】

事業主は労働者人数(週20～30時間未満は0.5人とカウント)×法定雇用率(2.2%)=法定雇用障害者数(※1)以上の障害者(週20時間以上)を雇用する義務があります。法定雇用障害者数から超過・不足数に応じて、下図の様に調整金・納付金制度があります。本年度より特に短い時間であれば働くことができる障害者を雇用する事業主に対する支援として、新たに特例納付金が新設されます。

事業規模	～100人	101～200人	201人～	
調整金	21,000円/月(※2)	27,000円/月		法定雇用障害者数を超過する人数分支給
納付金	なし	40,000円/月	50,000円/月	法定雇用障害者数から不足する人数分納付
特例給付金	5,000円/月	7,000円/月		申請上限は週20時間以上で雇用する障害者数まで

#### 特例給付金について

- |  |  |
|--|--|
| ・支給対象の障害者<br>障害者手帳等を保持する障害者<br>1年を超えて雇用される障害者(見込みを含む)<br><b>週所定労働時間が10時間以上20時間未満の障害者</b> | ・申請期間<br>事業規模～100人：4月1日～7月31日<br>事業規模101人～：4月1日～5月15日<br>・支給月 10～12月 |
|--|--|

※1 事業の種類によって除外率の適用があります。

※2 名称は「報奨金」となります。年間の雇用障害者の合計が常時雇用する労働者数に4%を乗じて得た数の年度合計数又は72人のいずれか多い数を超える事業主が申請出来ます。

上記につきまして、ご不明点・ご質問等ございましたらお気軽にご連絡ください。